

新生「会社法」の 気になる用語Q & A (7)

制度調査部
横山 淳

「委員会設置会社」、「取締役会設置会社」、「会計監査人設置会社」

【要約】

2005年6月29日、新生「会社法」が国会で成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。本シリーズでは、新生「会社法」で使われている用語について簡単な解説をする。

本稿では、「委員会設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「取締役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「会計参与設置会社」を紹介する。

【目次】

- Q 1 : 会社法上の「委員会設置会社」とは、現行法の「委員会等設置会社」のことか？
- Q 2 : 「監査役設置会社」とは何か？「委員会設置会社」以外の会社のことか？
- Q 3 : 「監査役会設置会社」とは何か？「監査役設置会社」とは何が違うのか？
- Q 4 : 「取締役会設置会社」とは何か？株式会社であれば取締役会が設置されるのは当然ではないのか？
- Q 5 : 「会計監査人設置会社」とは何か？会計監査人の設置が義務付けられる会社のことか？
- Q 6 : 「会計参与設置会社」とはどんな会社が？要するに中小企業のことか？

はじめに

2005年6月29日、商法等を大幅に改正する「会社法」が可決・成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。そのため、制度調査部にも多くの質問が寄せられている。

そこで本シリーズでは、制度調査部に寄せられた質問などを基に、新生「会社法」で使われている「気になる用語」について、Q & A形式で簡単な解説を行う。

本稿では、主に「計算関連」の事項から、「委員会設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「取締役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「会計参与設置会社」を取り上げる。

Q 1 : 会社法上の「委員会設置会社」とは、現行法の「委員会等設置会社」のことか？

A 1 会社法上の「委員会設置会社」とは、指名・監査・報酬の三委員会を置く株式会社のことである。基本的に、現行法の「委員会等設置会社」と同じものである。

会社法では、「委員会設置会社」を「指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社」と定義している（会社法 2 十二）。基本的に、現行法の「委員会等設置会社」と同じものである。

ただし、一部、制度の見直しが行われている。それを整理すると次のようになる。

事項	会社法	現行商法特例法
名称	委員会設置会社	委員会等設置会社
選択可能な会社	会社の規模の制約なし（小会社でも可）	大会社（注 1）又はみなし大会社（注 2）のみ（商法特例法 1 の 2）
取締役の使用人兼務	不可（会社法 331）	明文規定なし
使用人兼務執行役の報酬の決定	報酬委員会が決定（会社法 404）	執行役部分は報酬委員会が決定（商法特例法 21 の 8） 使用人部分は、原則、執行役が決定
利益供与に対する責任	直接供与した者は無過失責任 他の者は過失責任 （会社法 120）	無過失責任（商法特例法 21 の 20）

（注 1）資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上の会社

（注 2）資本金 1 億円超の会社で、大会社に対する監査等の特例の適用を受ける旨の定款の定めを設けている会社

会社法の下では、委員会設置会社は、委員会を設置する旨などの定款規定と、委員会設置会社である旨などの登記が必要とされている（会社法 326、911 二十二）。

現行商法特例法に基づく既存の委員会等設置会社については、所要の定款規定があるものとみなす経過措置が設けられている（整備法 57）。

また、登記に関して、現行法の下での「委員会等設置会社」の登記を、会社法の下での「委員会設置会社」の登記とみなす経過措置が設けられている（整備法 61）。ただし、委員会設置会社は、会計監査人の設置が義務付けられているため、別途、会計監査人に関する登記は必要とされている（整備法 61）。

Q 2 : 「監査役設置会社」とは何か? 「委員会設置会社」以外の会社のことか?

A 2 監査役を設置が義務付けられている会社及び(任意で)監査役を設置している会社のことである。

会社法では、会社の機関設計が大幅に自由化されている。そのため、株式譲渡制限のある中小会社であれば、「委員会設置会社」にも「監査役設置会社」にも該当しない会社もあり得る。

会社法では、「監査役設置会社」を次のように定めている(会社法2九)。

監査役を置く株式会社(注)

会社法の規定により監査役を置かなければならない株式会社

(注) 監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。

現行法の下では、法律上の正式な用語ではないが、「委員会等設置会社」に対してそれ以外の会社のことを「監査役設置会社」と呼ぶことがあった。これは、現行法では、委員会等設置会社以外の会社は、監査役 of 設置が義務付けられていたためである。

しかし、会社法では、会社の機関設計が大幅に自由化されているため、三委員会も監査役も設置しない会社も存在し得る。つまり、従来のように「委員会設置会社」でなければ、必ず「監査役」が設置されているという整理にはならないのである。

具体的には、会社法で、監査役 of 設置が義務付けられている会社は次のように整理できる(会社法 327、328)。

大会社

公開会社

取締役会設置会社(公開会社でない会計参与設置会社を除く)

(注1) いずれも委員会設置会社は除く。

(注2) 会社法上の公開会社とは、発行する株式の全部又は一部に譲渡制限が課されていない会社を意味する(会社法2五)。いわゆる上場会社に限られる訳ではない。

逆に言えば、次の3つの条件を充たす会社については、三委員会も監査役も設置する必要はないということになる。

大会社に該当しない

公開会社に該当しない(株式譲渡制限会社である)

取締役会を設置していない、又は、会計参与を設置している

これらの条件を充たす会社の場合、任意で監査役を設置するのでない限り、「委員会設置会社」にも「監査役設置会社」にも該当しないこととなる。

会社法の下では、監査役設置会社は、監査役を設置する旨の定款規定と、監査役設置会社である旨などの登記が必要とされている(会社法 326、911 十七)。

現行商法に基づく既存の株式会社については、監査役を設置する旨の定款規定があるものとみなされる（整備法 76 ）。また、登記に関しても、施行日に本店の所在地において、監査役設置会社である旨の登記がなされたものとみなす経過措置が設けられている（整備法 113 ）。

Q 3 : 「監査役会設置会社」とは何か？「監査役設置会社」とは何が違うのか？

A 3 監査役会の設置が義務付けられている会社及び（任意で）監査役会を設置している会社のことである。

「監査役」を設置している会社であっても、大会社でない、あるいは、公開会社でなければ「監査役会」を設置する義務はない。

会社法では、「監査役会設置会社」を次のように定めている（会社法 20 ）。

監査役会を置く株式会社

会社法の規定により監査役会を置かなければならない株式会社

つまり、「監査役設置会社」（Q 2 参照）のうち、「監査役会」の設置が義務付けられている会社及び（任意で）「監査役会」を設置している会社のことを「監査役会設置会社」と言う。

監査役会の設置が義務付けられているのは、次の 3 つの条件を全て満たす会社である（会社法 328 ）。

大会社である。

公開会社である。

委員会設置会社ではない。

（注）会社法上の公開会社とは、発行する株式の全部又は一部に譲渡制限が課されていない会社を意味する（会社法 25 ）。いわゆる上場会社に限られる訳ではない。

つまり、「監査役」を設置している会社（即ち、委員会設置会社ではない会社）であっても、大会社でない、あるいは、公開会社でなければ「監査役会」を設置する義務はない。

他方、任意で「監査役会」を設置する場合、次の 2 つの条件を満たす必要がある（会社法 327 ）。

取締役会を設置している。

委員会設置会社ではない。

つまり、委員会設置会社以外の取締役会設置会社であれば、任意で「監査役会」を設置して、監査役会設置会社とすることができる。

なお、監査役会を設置する場合、監査役は3人以上で、そのうち半数以上は社外監査役でなければならないとされている¹（会社法 335 ）。

監査役会制度について会社法と現行商法特例法を比較すると次のようになるだろう。

事項	会社法	現行商法特例法
監査役会の設置が義務付けられる会社	次の ~ の条件を充たす会社 大会社である 公開会社である 委員会設置会社でない (会社法 328)	大会社(注1) 又は みなし大会社(注2) ただし、委員会等設置会社を除く。 (商法特例法1の2)
任意での監査役会設置が可能な会社	次の の条件を充たす会社 取締役会を設置 委員会設置会社でない (会社法 327)	なし
監査役会の構成	監査役3人以上 うち半数は社外監査役(注3) (会社法 335)	同左(注3) (商法特例法 21 の 8)

(注1) 資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社

(注2) 資本金1億円超の会社で、大会社に対する監査等の特例の適用を受ける旨の定款の定めを設けている会社

(注3) 厳密には、会社法の下では、子会社の定義が変更されることから、社外監査役の範囲も変更される見通しである。詳細は、堀内勇世「会社法と社外監査役」(2005年9月27日付DIR制度調査部情報)など参照。

会社法の下では、監査役会設置会社は、監査役会を設置する旨の定款規定と、監査役会設置会社である旨などの登記が必要とされている(会社法 326 、911 十八)。

現行商法特例法上の大会社及びみなし大会社(いずれも委員会等設置会社を除く)については、監査役会を設置する旨の定款規定があるものとみなす経過措置が設けられている(整備法 52)。ただし、登記に関しては、特に経過措置は設けられておらず、施行日から6ヶ月以内に本店の所在地において、監査役会設置会社である旨などの登記が必要とされている(整備法 61)。

Q 4 : 「取締役会設置会社」とは何か？株式会社であれば取締役会が設置されるのは当然ではないのか？

A 4 取締役会の設置が義務付けられている会社及び(任意で)取締役会を設置している会社のことである。

取締役は全ての株式会社について置く必要がある。しかし、取締役会については、会社法では会社の機関設計が大幅に自由化されたことから、全株式に譲渡制限が設けられた会社であれば、必ずしも設置する必要はない。

¹ 堀内勇世「会社法と社外監査役」(2005年9月27日付DIR制度調査部情報)なども参照。

会社法では、「取締役会設置会社」を次のように定めている（会社法 27）。

取締役会を置く株式会社

会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社

現行商法の下では、全ての株式会社は取締役会を設置する必要がある（商法 260 など）。

会社法の下でも、全ての株式会社は、一人又は二人以上の「取締役」を置く必要がある（会社法 326 ）。しかし、「取締役会」は、必ずしも設置が義務付けられている訳ではない。

会社法で、取締役会の設置が義務付けられている会社は次の通りである（会社法 327 ）。

公開会社

監査役会設置会社

委員会設置会社

（注）会社法上の公開会社とは、発行する株式の全部又は一部に譲渡制限が課されていない会社を意味する（会社法 25）。いわゆる上場会社に限られる訳ではない。

逆に言えば、次の3つの条件を全て満たす会社については、取締役会を設置する必要はないということになる。

公開会社に該当しない（株式譲渡制限会社である）

監査役会を設置していない

委員会設置会社ではない

これらの条件を満たす会社の場合、任意で取締役会を設置するのでない限り、「取締役会設置会社」に該当しないこととなる。

会社法の下では、取締役会設置会社は、取締役会を設置する旨の定款規定と、取締役会設置会社である旨などの登記が必要とされている（会社法 326 、911 十五）。

現行商法に基づく既存の株式会社については、取締役会を設置する旨の定款規定があるものとみなされる（整備法 76 ）。また、登記に関しても、施行日に本店の所在地において、監査役設置会社である旨の登記がなされたものとみなす経過措置が設けられている（整備法 113 ）。

Q 5 : 「会計監査人設置会社」とは何か？会計監査人の設置が義務付けられる会社のことか？

A 5 会計監査人の設置が義務付けられる会社だけでなく、（任意で）会計監査人を設置している会社も「会計監査人設置会社」となる。

会社法では、「会計監査人設置会社」を次のように定めている（会社法 2 十一）。

会計監査人を置く株式会社

会社法の規定により会計監査人を置かなければならない株式会社

会社法で、会計監査人の設置が義務付けられている会社は次の通りである（会社法 327 、 328 ）。

大会社

委員会設置会社

逆に、大会社でもなく、委員会設置会社でもない会社の場合、会社法上は会計監査人を設置する義務はないこととなる。

会計監査人を設置する義務のない会社が、任意で会計監査人を設置することは可能である。ただし、監査役を設置していることが前提となる（会社法 327 ）。

会社法の下では、会計監査人設置会社は、会計監査人を設置する旨の定款規定と、会計監査人設置会社である旨などの登記が必要とされている（会社法 326 、 911 十九）。

現行商法特例法上の大会社、みなし大会社、委員会等設置会社については、会計監査人を設置する旨の定款規定があるものとみなす経過措置が設けられている（整備法 52、57）。ただし、登記に関しては、特に経過措置は設けられておらず、施行日から 6 ヶ月以内に本店の所在地において、会計監査人設置会社である旨などの登記が必要とされている（整備法 61 ）。

Q 6 : 「会計参与設置会社」とはどんな会社が？要するに中小企業のことか？

A 6 会計参与を置く会社のこと。

通常、会計参与を設置するのは中小企業と考えられるが、会社法上、中小企業に限定されている訳ではない。

会社法では、「会計参与設置会社」を次のように定めている（会社法 2 八）。

会計参与を置く株式会社

会計参与とは、取締役と共同して、会社の計算書類等を作成する者のことで、会社法で新たに創設された制度である（会社法 374 ）。作成した計算書類等を保存し、株主や債権者からの閲覧請求などに対応することも、会計参与の職務である（会社法 378 ）。

会計参与となるためには、公認会計士（監査法人を含む）又は税理士（税理士法人を含む）の資格が必要である（会社法 333 ）。また、その選任には株主総会の決議が必要である（会社法 329 ）。

会計参与制度導入の趣旨は、「中小企業の会計面でのガバナンスを強化を図るため、計算書類等の適正性を確保する」仕組みを設けるため、と説明されている²。その意味では、会計参与設置会社は、中小企業が中心と考えられる。ただ、法律上は、会計参与の設置は、会社の規模等に関わらず任意とされており、中小企業に限定される訳ではない。

会社法の下では、会計参与設置会社は、会計参与を設置する旨の定款規定と、会計参与設置会社である旨などの登記が必要とされている（会社法 326 、 911 十六）。

(参照) これまでの「新生「会社法」の気になる用語Q & A」レポート一覧

レポート名	執筆者	日付	用語
新生「会社法」の気になる用語Q & A (1)	横山 淳	2005.06.30	「公開会社」 「親会社・子会社」 「大会社」 「種類株式発行会社」
新生「会社法」の気になる用語Q & A (2)	横山 淳	2005.07.29	「無償割当」 「募集株式」 「株券発行会社」
新生「会社法」の気になる用語Q & A (3)	横山 淳	2005.07.29	「取得条項付株式」 「全部取得条項付株式」 「取得請求権付株式」 「取得条項付新株予約権」
新生「会社法」の気になる用語Q & A (4)	横山 淳	2005.08.25	「役員」 「役員等」 「業務執行取締役」 「社外取締役・社外監査役」
新生「会社法」の気になる用語Q & A (5)	横山 淳	2005.09.29	「配当財産」 「分配可能額」 「金銭分配請求権」 「基準株式数」
新生「会社法」の気になる用語Q & A (6)	横山 淳	2005.09.30	「準備金」 「剰余金」 「計算書類」 「臨時決算日」 「臨時計算書類」
新生「会社法」の気になる用語Q & A (7) (本レポート)	横山 淳	2005.10.	「委員会設置会社」 「監査役設置会社」 「監査役会設置会社」 「取締役会設置会社」 「会計監査人設置会社」 「会計参与設置会社」

² 相澤哲（法務省大臣官房参事官）「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005年）p.19。